

香川県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第33号

香川県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

香川県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号） <u>第9条</u>の規定に基づき、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の 閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号） <u>第8条</u>の規定に基づき、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の 閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。